

# 文京区長、有権者に賀状

公選法で禁止

## 「答礼のつもりだった」

統一地方選の文京区長選に立候補を表明している煙山力区長(68)が長年、区内の有権者に年賀状を送っていたことが分かった。公職選挙法は、候補者が答礼のために自筆で書いたもの以外の年賀状や暑中見舞いを出すことを禁じている。総務省選挙課は「最終的には司法が判断することだが、公選法に触れる可能性がある」としている。

今年の年賀状はお年玉くじ付き年賀はがきで、あて名も文面もすべて印刷されていた。新年のあいさつの後、「『区民と共に生きる区政』をさらに推進してまいります」とつづられている。

煙山区長や同区によると、区内外で約1500通を発送。はがき代、印刷費はすべて区長の自費でまかなった。煙山区長は昨年9月の議会でも選に向け立候補

を表明した。区議時代にも「区政報告」と題して支援者らに年賀状を発送してきたが、区長就任後は特に題をつけていないという。煙山区長は取材に対し、「正月に答礼を書く時間がなく、毎年年賀状を頂く方への答礼のつもりで事前に出した。区長が『区政報告』というのをおかしいので題を付けていないが区政報告のつもりだった。公選法の規定は承知しており、違反と指摘されればその通り。大変遺憾に感じている」と話した。

し、「正月に答礼を書く時間がなく、毎年年賀状を頂く方への答礼のつもりで事前に出した。区長が『区政報告』というのをおかしいので題を付けていないが区政報告のつもりだった。公選法の規定は承知しており、違反と指摘されればその通り。大変遺憾に感じている」と話した。

# 有権者に年賀状

文京区長

公選法に抵触の可能性

07.1.19 東京

今春の区長選に三選出馬の意思を表明している文京区の煙山力区長が、区内有権者に今年度の年賀状を送っていたことが分かった。公職選挙法は、政治家が選挙区内の有権者に、自筆の答礼以外で年賀状や暑中見舞い状などのあいさつ状を出すことを禁じている。区選挙管理委員会も「事前に相談があれば、法に抵触する可能性を指導できた」と指摘している。

年賀状を受け取った区内在住の区審議会委員の女性(50)は「個人的なお付き合いはなく、過去に出したこともなかった」ともなかった。選挙前だ

年賀状は、「賀正」と明記し「皆様にはお健やかに新年をお迎えのことと存じます」「区政六十周年を迎える本年は(略)『区民と共に生きる区政』をさらに推進してまいります」などと印刷されている。差出人は「東京都文京区長煙山力」とし、区役所と自宅の住所を記していた。

煙山区長は「(町会の幹部ら)区政に関係する方々に出した。区政報告

けに疑問に感じた」と話している。